

## 仕様書

### 1. 委託業務名

北九州市立病院機構 総合医療情報システム更新計画策定支援業務委託

### 2. 業務の目的

本業務は、北九州市立医療センターおよび北九州市立八幡病院（以下「2病院」という。）における総合医療情報システムの更新に向けて、複数の更新シナリオを比較検討し、最適な更新方針を決定するために必要な情報を整理することを目的とする。

なお、本業務においては構想・計画段階までを対象とし、これに続く「要件定義、調達、ベンダー選定、構築、移行および稼働支援」を「次フェーズ」と定義する。次フェーズは本業務の対象外とするが、本業務において次フェーズの円滑な開始に向けた準備支援を行うものとする。

本業務においては、以下の観点から、経営として合理的かつ持続可能な意思決定が可能となるよう支援を行うことを求める。

経営（費用対効果、中長期戦略、人的資源等）の観点

医療（医療安全、診療継続性、各病院の診療特性）の観点

業務（運用負荷、職員への影響、働き方改革等）の観点

IT（実現可能性、将来拡張性、医療DX動向への対応等）の観点

なお、2病院の総合医療情報システムの更新にあたっては、必ずしも共通化を前提とするものではない。共通化を行う場合・行わない場合の双方を含め、総合的に最適と考えられる更新方針、システム構成および進め方について検討し、合理的な選択がなされることを前提とする。

### 3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4. 業務履行場所

北九州市立病院機構理事長の定める場所及び本業務遂行に必要と考えられる場所

### 5. 調達方式

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託事業者を選定する。

### 6. 現行システムおよび更新予定の概要（参考情報）

本業務の検討にあたっての参考情報として、現時点における2病院の総合医療情報システムの状況を以下に示す。

#### （1）北九州市立医療センター

- ・ 電子カルテシステム 【別紙参照】
- ・ 関連部門システム 【別紙参照】
- ・ 前回更新時期：令和5年(2023年)12月
- ・ 次回更新予定：令和10年(2028年)12月 ※最大7年稼働可能としている

#### （2）北九州市立八幡病院

- ・ 電子カルテシステム 【別紙参照】
- ・ 関連部門システム 【別紙参照】
- ・ 前回更新時期：令和 3年(2021年)6月
- ・ 次回更新予定：令和10年(2028年)6月

(様式 10)

7. 業務の内容 (要求水準)

7-1. 共通事項

- (1) システムベンダー、医療機器メーカー等と公平・中立な関係を維持し、特定の事業者に偏ることなく支援を行うこと。
- (2) 各種委員会、会議、ワーキンググループ等に参加し、議事内容および決定事項を整理した議事録を作成・提出すること。
- (3) 進捗に重大な遅延や課題が生じた場合には、速やかに当機構へ報告し、対応方針について助言・提案を行うこと。
- (4) 医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等、関係法令および指針を遵守すること。
- (5) 業務遂行にあたっては、現地調査 (2病院) および対面での協議を適切に組み合わせること。なお、現地調査に要する旅費等は委託料に含むものとする。

7-2. 現状調査・課題整理

- (1) 現行の電子カルテシステムおよび関連部門システム (別紙参照) について、システム構成、機能、運用方法、契約内容等を整理すること。なお、別紙は機構が把握している範囲の暫定的なリストであるため、受託者は、別紙以外にも多数の部門システムや周辺機器、外部連携等が存在することを前提に、ヒアリングや現地調査を通じてこれらを洗い出し、網羅性を担保すること。調査結果は、次フェーズでの調達漏れを防ぐため、以下の区分を明確に整理した「システム構成図」および「詳細一覧」としてまとめること。
  - ・更新対象システム (別紙掲載分、および調査により新たに判明した更新が必要なもの)
  - ・更新対象外だが、次期システムとの連携 (インターフェース) が不可欠なもの (既存設備、医療機器、外部ネットワーク等)
- (2) 各部門・職種の職員を対象としたアンケート調査およびヒアリングを実施し、現場における課題や改善要望を把握すること。
- (3) 調査結果を踏まえ、業務フロー、運用負荷、コスト構造等の観点から課題を整理し、次期システム検討における論点を明確化すること。

7-3. 基本方針および更新計画案の策定支援

- (1) 複数の更新方針および検討パターンについて整理し、それぞれの特徴および前提条件等を明確化すること。
- (2) 更新計画の策定にあたっては、まず最優先事項として、現行システムの稼働期間延長の可否および妥当性を検討すること。その際、延長に伴う保守期限切れリスク、ハードウェア老朽化、OS等のサポート終了対応コスト、および最新技術 (医療DX等) への対応遅延などのデメリットを整理し、機構としての更新時期を確定させるための判断材料を提示すること。
- (3) 上記 (2) の検討結果を前提条件とした上で、2病院間でのシステム共通化の範囲および手法を検討すること。その際、機構が最適な方針を選択できるよう、以下の排他的な各切り口に基づいた比較検討パターンを提示すること。
  - ・電子カルテパッケージの共通化 (同一メーカー、同一製品を採用)
  - ・電子カルテベンダーの共通化 (同一メーカー、製品等は個別最適化)
  - ・部門システムの共通化 (電子カルテの構成に関わらず、部門単位で共通化を採用)
- (4) 各更新方針および検討パターンについて、導入・運用コスト、メリット・デメリット、リスクお

## (様式 10)

よび概算費用を比較可能な形で整理すること。検討にあたっては、両病院の運用効率、システム連携、将来拡張性、および個別最適とする範囲等の観点を踏まえ、実現可能性および合理性の高い選択肢を整理すること。

- (5) 検討結果に基づき、次期総合医療情報システムに関する基本方針を文書として取りまとめること。電子カルテシステムに加え、関連する部門システム、診療系ネットワークおよび周辺システムとの関係性を踏まえ、システム全体としての最適な構成および更新の考え方を整理するとともに、意思決定にあたっての論点および前提条件を明確にすること。
- (6) 稼働時期を含め、更新に係る全体の更新計画案を作成すること。その際、現在想定されている更新時期を前提とすることなく、関連するシステムの更新状況や依存関係を踏まえ、最適と考えられる更新時期および段階的な移行の進め方について複数の現実的な実施パターンとして整理すること。

### 7-4. 概算費用算定検討支援

- (1) 更新に係る導入費用および運用保守費用について、ベンダーからの情報収集、見積取得および内容の精査を行うこと。
- (2) 想定される調達方式を踏まえ、仕様調整や代替案の検討を含めた費用面での助言を行うこと。
- (3) 概算費用については、一定の前提条件を明示したうえで算定し、過度に精緻なものを求めるものではないが、合理的な意思決定に資する精度を確保すること。
- (4) 情報収集や見積取得に際し、なんらかの理由（システムベンダー等の協力が得られない、回答が遅延する等）の事態が生じた場合は、速やかに機構へ報告し、代替案（市場価格等に基づく算定）を提示すること。

### 7-5. 次工程引継ぎ整理

- (1) 次フェーズにおいて検討が必要となる論点および未確定事項を整理すること。
- (2) 要件定義工程において詳細化すべき事項を整理すること。
- (3) 想定される調達範囲および検討スコープを整理すること。
- (4) 次フェーズの受託事業者選定に向けた、公募仕様書案や評価項目の考え方等、スムーズな業者選定に資する情報を整理すること。
- (5) 第三者が本業務の成果物のみを用いて、次工程を円滑に実施可能となるよう配慮すること。

### 7-6. 業務スケジュールおよび進行管理

- (1) 受託者は、本業務が短期間での意思決定支援を目的とすることを踏まえ、段階的に検討結果を整理し、当機構と合意形成を図りながら業務を遂行すること。また、初期段階において方向性に関する仮説を設定し、段階的に精緻化するアプローチとすること。
- (2) 業務の進行にあたっては、以下の時期を目安として主要なマイルストーンを設定し、各時点において必要な資料の提示および説明を行うこと。なお、各マイルストーンにおいては、それまでの検討結果を成果物として整理し、当機構の確認を受けること。

#### ① 初期整理結果の共有

現状調査およびヒアリング結果を踏まえ、課題認識および検討の方向性（仮説）および優位と考えられる選択肢を整理し、共有すること。特に、本業務の最優先事項である「現行システムの稼働期間延長の可否」については、後続の費用算定の根拠となるよう、ベンダーの保守体制や技術

(様式 10)

的制約、経済的合理性を踏まえた精度の高い分析結果および方針を提示すること。

② 更新方針に係る方向性の中間整理（令和8年8月頃）

複数の更新方針・検討パターンの方針性について中間的に整理し、主要な論点および比較観点を明確にするとともに、優位と考えられる選択肢を示したうえで確認を行うこと。

③ 更新方針（案）の整理・確認（令和8年10月頃）

比較検討結果を踏まえ、更新方針（案）および推奨の方向性を整理し、意思決定に向けた確認を行うこと。なお、当機構は本業務の方針決定と並行して次フェーズの受託事業者選定を開始する予定であり、受託者はその公募に必要な情報の整理等を適時行うこと。

④ 最終取りまとめおよび意思決定支援（令和8年12月上旬まで）

更新基本計画として最終取りまとめを行い、意思決定に必要な資料を作成すること。

なお、意思決定に用いる主要な資料については、説明用資料として簡潔に整理すること。

また、特段の事情によりスケジュール延期が生じない限り、方針決定に必要な全ての材料を令和8年12月第2週までに提出すること。

(3) 上記のほか、業務の進行状況や課題に応じて必要な中間報告および協議を適宜実施すること。

## 8. 成果物

- ・ 現状調査・課題整理に関する資料一式
- ・ 更新基本計画（検討パターン比較および評価結果を含む）
- ・ 概算費用算定資料およびスケジュール資料
- ・ 意思決定用説明資料
- ・ 次工程引継ぎ資料
- ・ 業務完了報告書

なお、成果物は以下の要件を満たすこと。

- ・ 前提条件および検討過程が明示されていること
- ・ 数値および評価の根拠が明確であること
- ・ 第三者が内容を理解し、次工程に活用可能であること
- ・ 提出形式は本業務で作成した資料一式について編集可能な電子データ（Microsoft Word, Excel, PowerPoint等）およびPDF形式とする

提出時期については、当機構と受託者の協議により決定する

## 9. 実施体制・要件

- (1) 本業務を適切に遂行できる責任者を含む実施体制を構築すること。
- (2) おおむね500床以上の医療機関における総合医療情報システム更新支援の実績を有すること。
- (3) 医療情報を取り扱う業務として、情報セキュリティに十分配慮した体制を有すること。
- (4) 受託者は、本業務の遂行にあたり、受託者と当機構の作業内容についての役割分担を明確にしたうえで提案すること。
- (5) 受託者は、本業務の遂行にあたり配置した責任者および主要な担当者について、本業務完了まで継続して当機構を担当させることを原則とする。

(様式 10)

- (6) やむを得ない事情により、責任者または担当者の交代が必要となる場合には、その理由を記載した書面をもって事前に当機構の承認を得ることとし、あわせて後任者が同等以上の知識、経験および能力を有することを示すこと。
- (7) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、本業務の主要な部分を第三者に再委託しようとする場合には、あらかじめ書面により当機構の承認を得なければならない。
- (8) 前項に基づき当機構が再委託を承認した場合であっても、再委託先の行為については、すべて受託者の責任において行うものとする。

10. 分離調達に関する事項

本業務の成果物は、次フェーズの調達において活用されることを前提とする。

また、次調達における公平性確保の観点から、本業務の成果物は必要に応じて調達参加者へ開示されるものとする。

なお、本業務の受託者は、次フェーズ（要件定義以降の業務）における受託事業者選定に調達参加者として応募することができる。ただし、本業務で得た知見や成果物が特定の事業者により偏り、公平・中立な立場での資料作成および引継ぎを行う義務を負うものとする。

11. その他

- (1) 受託者は、本業務の履行により知り得た当機構および関係者に関する情報（個人情報を含む）について、本業務の目的以外に使用してはならず、第三者に開示または漏えいしてはならない。なお、本項の義務は、本業務終了後も有効に存続するものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項、または業務内容の解釈に疑義が生じた場合は、当機構と受託者の協議により決定する。

以上